

# 第7次志木市男女共同参画基本計画(素案)の概要

## 1. 計画の基本的な考え方

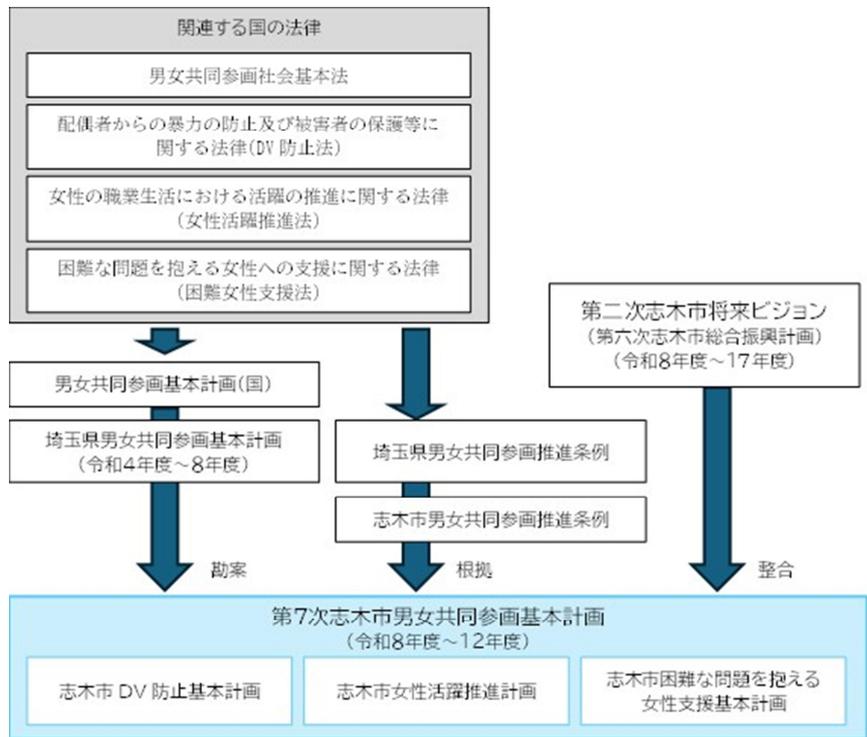
### (1) 計画策定の趣旨

- 本市では、男女共同参画社会の実現に向け、第1次基本計画となる「志木市婦人問題行動計画」を昭和62年に策定して以来、積極的に事業を展開し、男女共同参画社会を支える基盤整備や制度の充実、意識啓発の取組などを進めてきました。
- 一方、社会・経済のあらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないことや、雇用分野における男女間格差が存在していること、仕事と子育て・介護等の両立の難しさ、あらゆる暴力の根絶など、依然として取り組むべき多くの課題があります。
- 特に、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は未曾有の危機をもたらし、特に女性がその大きな影響を受けました。配偶者等からの暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス))や性暴力の増加・深刻化、雇用・所得への影響などが顕在化しました。
- そのような中、法制度の面では、複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題への新たな女性支援を目的として、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定(令和6年4月1日に施行)されたほか、令和7年には、女性活躍の状況は進んでいるものの、男女間賃金格差や女性管理職比率の状況は国際的に見ると依然として改善が必要な水準であることなど、残された課題も多くあることから、令和8年までを期限とする女性活躍推進法について、取組内容の充実を図るとともに、期限を10年間延長する法改正が行われました。
- こうした社会情勢の変化を踏まえるとともに、これまでの取組を継承、発展させることにより、全ての市民が性別に関わらず互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に「第7次志木市男女共同参画基本計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

### (2) 計画の位置づけと期間

本計画の位置づけは、右図に示すとおりです。

また、本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。



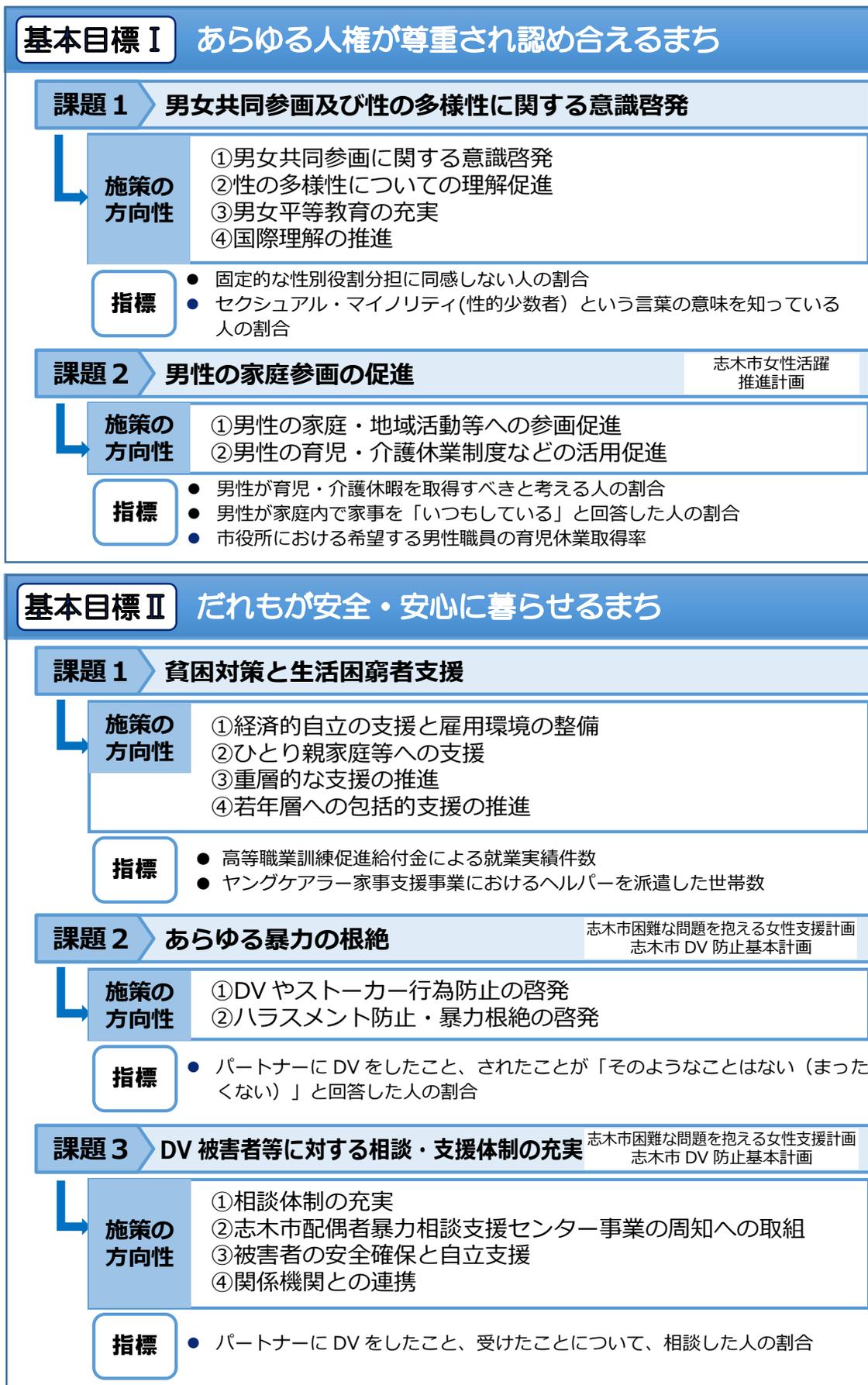
## 2. 計画策定の要点

### (1) 計画の主なポイント

- 女性活躍推進法の期間延長を反映した女性活躍のさらなる推進、DVやセクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けた取組、さらには困難な問題を抱える女性への支援に取り組みます。
- 男性の家庭参画についての取組をさらに促進するものとしています。
- 近年の社会情勢をふまえ、性の多様性への理解促進を新たに施策として位置づけています。

## (2) 計画の体系

本計画は、4つの基本目標を計画の柱として設定し、関係する各施策を位置付け、総合的かつ計画的に推進します。



## 課題4 生涯を通じた健康づくり

**施策の方向性** ①ライフステージに沿った健康づくりのための各種事業の充実  
②母子保健事業等の推進

**指標**

- 乳がん検診の受診率
- 子宮頸がん検診の受診率
- 健康寿命（65歳に達した方が介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間）

## 課題5 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

**施策の方向性** ①地区災害対策本部における男女共同参画の推進  
②避難所等への女性職員の配置拡大

**指標**

- 各地区災害本部の女性職員の人数
- 災害対策本部の避難所等及び医療班の女性職員の構成率

# 基本目標Ⅲ あらゆる分野でだれもが活躍できるまち

## 課題1 男女がともに働きやすい環境づくり

志木市女性活躍推進計画

**施策の方向性** ①企業等における女性の活躍促進  
②男女の均等な雇用機会の確保と就労環境の待遇改善への取組  
③子育てや介護を支援する体制の充実

**指標**

- 職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合
- 「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）について知っている人の割合

## 課題2 政策・方針等の決定における女性の参画推進

志木市女性活躍推進計画

**施策の方向性** ①審議会委員や市職員管理職等への女性の登用推進  
②地域活動における女性参画の促進  
③女性の人材発掘・育成・活躍の推進

**指標**

- 市役所における女性の役付職員（管理監督職）の割合
- 審議会等における女性委員の割合

# 基本目標Ⅳ 男女共同参画を連携して進めるまち

## 課題1 市民・事業者等との連携

**施策の方向性** ①男女共同参画のための多様な活動の促進  
②計画推進に関する市民・事業者等との連携

**指標**

- 企業向け人権研修会への参加者数
- 市民向け人権研修会への参加者数

## 課題2 市の推進体制の充実

**施策の方向性** ①庁内の計画推進体制の充実  
②年次報告書の作成  
③男女共同参画に関する実態調査の実施

**指標**

- 職員向け人権研修会での理解率（新人研修）

### (3) 計画の指標

基本目標を達成するため、課題ごとに指標を次のように設定します。指標のうち、指標欄に **新規** とあるものは、本計画において新たに設定した指標を示しています。

なお、これらの指標については、進捗状況を毎年度調査し、調査結果をホームページに公表します。

基本目標	課題	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
基本目標Ⅰ	1.男女共同参画及び性の多様性に関する意識啓発	固定的な性別役割分担に同感しない人の割合 [市民意識調査 問9]	65.7%	75.0%
		セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)という言葉の意味を知っている人の割合 [市民意識調査 問34]	75.2%	85.0%
	2.男性の家庭参画の促進	男性が育児・介護休暇を取得すべきと考える人の割合 [市民意識調査 問11]	86.1%	95.0%
		男性が家庭内で家事を「いつもしている」と回答した人の割合 ※「掃除」、「洗濯」、「買い物(日用品)」、「食事のしたく」、「食事の後片付け(食器洗いなど)」の平均 [市民意識調査 問12]	30.8%	40.0%
		市役所における希望する男性職員の育児休業取得率 [人事課調べ]	100%	100%
基本目標Ⅱ	1 貧困対策と生活困窮者支援	<b>新規</b> 高等職業訓練促進給付金による就業実績件数 [子ども支援課調べ]	4人	5人
		<b>新規</b> ヤングケアラー家事支援事業におけるヘルパーを派遣した世帯数 [子ども支援課調べ]	1カ所	10カ所
	2.あらゆる暴力の根絶	パートナーにDVをしたこと、されたことが「そのようなことはない(まったくない)」と回答した人の割合 [市民意識調査 問27]	79.2%	90.0%
	3.DV 被害者等に対する相談・支援体制の充実	パートナーにDVをしたこと、受けたことについて、相談した人の割合 [市民意識調査 問28]	38.7%	50.0%
	4.生涯を通じた健康づくり	乳がん検診の受診率 [健康政策課調べ]	令和5年度 16.3%	60.0%
		子宮頸がん検診の受診率 [健康政策課調べ]	令和5年度 11.3%	60.0%
		<b>新規</b> 健康寿命(65歳に達した方が介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間) [健康政策課調べ]	男 18.48年 女 21.58年	男 18.85年 女 22.13年
	5.男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	<b>新規</b> 各地区災害対策本部の女性職員の人数 [防災危機管理課調べ]	各1人(5人中)	各1人以上
		<b>新規</b> 災害対策本部の避難所班及び医療班の女性職員の構成率 [防災危機管理課調べ]	各50%以上 (13カ所)	各50%以上
	基本目標Ⅲ	1.男女がともに働きやすい環境づくり	職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合 [市民意識調査 問8-ウ]	34.0%
「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)について知っている人の割合 ※「言葉や内容、意味も知っている」と「聞いたことはある」の計 [市民意識調査 問38]			70.3%	80.0%
2.政策・方針等の決定における女性の参画推進		市役所における女性の役付職員(管理監督者)の割合 [人事課調べ]	30.9%	35.0%
基本目標Ⅳ	1.市民・事業者等との連携	企業向け人権研修会への参加者数 [人権推進室調べ]	16社 40人	20社 50人
		<b>新規</b> 市民向け人権研修会への参加者数 [生涯学習課調べ]	147人	160人
	2.市の推進体制の充実	職員向け人権研修会での理解率(新人研修) [人事課・人権推進室調べ]	50.0%	70.0%

### 3. 計画策定までの予定

令和8年 2月 パブリックコメント

令和8年 3月 計画策定・配布